

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇規 則 鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(税務課)

規 則

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和六十三年十月鳥取県条例第二十三号)中第六十一条第九項の改正規定の施行期日は、昭和六十三年十一月十五日とする。